



武雄市告示第126号

公 示 送 達 書

下記の送達すべき書類について送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び武雄市税条例第18条の規定により公示送達する。

なお、公示送達にかかる書類は武雄市総務部税務課に保管し、送達を受けるべき者の申し出によりいつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年8月14日

武雄市長 小 松



記

送達すべき書類	令和8年8月14日付の令和8年度国民健康保険税に関する書類
送達を受けるべき者の氏名（通知書番号）	三冨 恭兵（52558）
備 考	